

令和 8 年度

保育所・認定こども園等 利用のご案内



も く じ

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）区分と支給認定証	P 1
保育所・認定こども園等 一覧	P 3
申込条件と「保育を必要とする事由」	P 4
認定の有効期間	P 5
保育を受けられる時間（保育の必要量）	P 6
申込方法	P 7
利用申込受付日程	P 8
利用調整（入所選考）の実施	P 8
利用申込（支給認定申請）の必要書類	P 9
利用者負担額（保育料）等	P 11
保育料の納付方法	P 14
注意事項	P 16
保育内容	P 17
園紹介	P 20

問 い 合 わ せ

大阪狭山市教育委員会 こども政策部 こども育成グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

TEL 072-366-0011（内線318・319）

1. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）区分と支給認定証



保育所・認定こども園などの施設の利用を希望される際には、利用のための認定（**教育・保育給付認定**）を受けていただく必要があります。

保育の必要性の有無と子どもの年齢に応じて、1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分のいずれかに認定され、希望者には「**支給認定証**」が交付されます。この認定された区分によってそれぞれのニーズに合った施設や事業を利用していただけます。（なお、支給認定証の交付を希望しない人には支給認定通知書を交付します。）

- ★保育所または認定こども園（保育部分）等の施設の利用を希望される方は、「保育を必要とする事由」に該当することが必要であり、子どもの年齢によって2号認定または3号認定を受けていただきます。
- ★「支給認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するものですが、利用（入所）を保証するものではありません。定員の状況等により、**支給認定証または支給認定通知書が発行されていても保育所等の施設を利用できない場合があります。**

支給認定区分	認定条件 （年齢・保育を必要とする事由） （※1）	認定される（利用可能な）時間 （※2）	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	教育標準時間（4時間程度）	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間（最長11時間） 保育短時間（最長8時間）	・保育所 ・認定こども園（保育部分） など
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間（最長11時間） 保育短時間（最長8時間）	・保育所 ・認定こども園（保育部分） など

- （※1） 4ページの『6.申込条件と「保育を必要とする事由」』を参照してください。
 なお、両親ともに就労している場合であっても、1号認定を受けて認定こども園（教育部分）や幼稚園に通うことができます。
 ＊大阪狭山市内のすべての認定こども園・幼稚園では、教育標準時間前後に預かり保育を行っています。

- （※2） 6ページの「8.保育を受けられる時間」を参照してください。



2. 保育所とは

- 児童福祉法に基づいた児童福祉施設です。
- 0歳児から小学校就学前の乳幼児を、保護者が就労している、病気にかかっているなどの理由で家庭で保育することができないとき、保護者に代わって保育することを目的とします。
- 保護者の大切な役割を尊重し、親の家庭養育を補完し、保護者といっしょに子育てをするところです。

3. 認定こども園とは



- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。
- 1号認定（教育部分）については、年齢が達していれば誰でも利用を希望できます。
- 2号認定・3号認定（保育部分）については、保育を必要とする基準を満たす場合に利用を希望できます。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。
- 子育て支援の場が用意されており、園に通っていないお子さんのご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などを利用することができます。

4. 小規模保育事業所とは

- 小規模保育事業とは満3歳未満児を対象（利用定員6人以上19人以下）に、多様なスペースを活用して、少人数で保育を提供するものです。



5. 保育所・認定こども園等 一覧

種類	公 私	施設名	定員	所在地	連絡先	開所時間	園紹介
保 育 所	私	池尻保育園	120	池尻中 1-12-8	TEL 367-2020 FAX 367-2021	7:00~18:00	P.33
	私	ルンビニ保育園	90	池尻北 2-20-23	TEL 365-8808 FAX 366-9378	7:00~18:00	P.37-38
	私	花梨つばさ保育園	120	半田 5-215-1	TEL 366-0283 FAX 367-4152	7:00~18:00	P.39-40
	私	夢の実保育園	100	半田 6-1133-1	TEL 367-3700 FAX 367-3702	7:00~18:00	P.31-32
認 定 こ ど も 園	公	市立こども園	151 (※1)	(0~3 歳児施設) 西山台 6-19-5 (4・5 歳児施設) 西山台 6-19-12	TEL 366-0080 FAX 365-1704 TEL 366-0076 FAX 366-0626	7:15~18:15	P.25-26
	私	大野台こども園	144 (※1)	大野台 3-23-1	TEL 366-8957 FAX 368-2395	7:00~18:00	P.27-28
	私	つぼみこども園	120 (※1)	東茱萸木 3-2283-1	TEL 367-3344 FAX 367-3544	7:00~18:00	P.29-30
	私	きらりこども園	163 (※1)	金剛 2-13-16	TEL 366-3707 FAX 366-3505	7:00~18:00	P.34
	私	山本こども園	80 (※1)	山本中 353-2	TEL 360-7000 FAX 360-7001	7:00~18:00	P.35
	私	池尻ななこども園	113 (※1)	池尻中 1-35-41	TEL 290-7731 FAX 290-7738	7:00~18:00	P.36
	私	大谷さやまこども園	126 (※1)	今熊 1-50	TEL 349-6084 FAX 349-6085	7:00~18:00	P.41-42
小 規 模	私	西山台くじら小規模 保育園	19 (※2)	西山台 1-25-14	TEL 247-4810 FAX 247-4850	7:00~18:00	P.43-44

(※1) 認定こども園の定員は、2号認定及び3号認定の定員です。

(※2) 西山台くじら小規模保育園の定員は、3号認定のみの定員です。



6. 申込条件と「保育を必要とする事由」

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

保護者の就労等の状況（保育の必要量）により、保育を受けられる時間が異なります。
（6ページの「8. 保育を受けられる時間」を参照してください。）



保育を必要とする事由	保育を受けられる時間	
	標準	短時間
① 保護者のいずれかがひと月に64時間以上仕事をしている。（※）	○	○
② 母親が妊娠中であるかまたは出産後間もない。（期間は、出産（予定）日から起算して8週間前の日が属する月の初めから、産後は出産（予定）日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間）	○	—
③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいがある。	○	○
④ 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障がいがある同居の親族を常時介護または看護している。	○	○
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	○	—
⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（入所後3ヵ月以内に就労することが必要）。	—	○
⑦ ひと月に64時間以上就学している（職業訓練等を含む）。	○	○
⑧ 児童虐待、またはDVのおそれがある。	○	—
⑨ 育児休業を取得する場合に、すでに保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である。	—	○
⑩ その他、教育委員会が認める①～⑨に類する状態にある。	○	○

○：設定あり —：設定なし

（※）1日の就労時間には、休憩時間、通勤時間は含みません。

なお、保育を受けられる時間（6ページ参照）の認定は、休憩時間や通勤時間を考慮します。

【育児休業中の方・育児休業を取得する予定の人へ】

- 育児休業から復職するにあたって利用申込される場合、復職の日によって申込できる月が異なります。
 - * 1～15日に復職する場合・・・復職月の1日からの利用申込が可能
 - * 16日以降に復職する場合・・・復職月の16日からの利用申込が可能
- 第2子以降の出産に伴う育児休業（育児・介護休業法に基づくもの）取得の際に、兄・姉がすでに保育所等を利用している場合は、保護者の希望があればその育児休業期間中も兄・姉は継続して通園することが可能です。その場合、保育所等を利用できる時間は原則として「保育短時間」となります。
- 育児休業中で、休業期間を切り上げて利用を希望する場合は、育児休業を切り上げる旨の証明または申立書が必要です。ただし、その場合は1日入所となり、入所が決定した場合はその月の15日までに復職する必要があります。

7. 認定の有効期間

認定の有効期間は事由により異なります。有効期間が切れると、保育所等の利用ができなくなります。引き続き保育所等の利用を希望する場合は、継続の手続きが必要です。

保育を必要とする事由	有効期間
① 就労	小学校就学前まで
② 産前産後	出産（予定）日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③ 疾病・負傷・障がい	小学校就学前まで（又は医師の判断により治療等に必要と認められる期間）
④ 介護・看護	小学校就学前までの必要と認められる期間
⑤ 災害復旧	小学校就学前までの必要と認められる期間
⑥ 求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦ 就学	保護者の卒業・修了予定日が属する月の末日まで
⑧ 児童虐待・DVのおそれ	小学校就学前まで
⑨ 育児休業の継続利用	育児休業の終了日が属する月の末日まで ※ただし、就学前までに育児休業の終了日が来る場合に限る

【注意事項】

- ・ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・ 3号認定は満3歳を迎える前日（誕生日の前々日）が3号としての有効期間となります。ただし、保育を必要とする事由が継続していれば教育委員会が職権により2号認定に変更します（保育料は変わりません）。



8. 保育を受けられる時間（保育の必要量）

2号認定・3号認定を受けた場合には、就労の時間などによって保育を受けられる時間が（保育の必要量）が異なります。

＊「**保育標準時間**」・・・両親のフルタイム就労（月120時間以上）を想定しており、1日最長11時間のうち必要な時間を利用できます。

＊「**保育短時間**」・・・両親またはいずれかがパートタイム就労（月64時間以上120時間未満）であることを想定しており、1日最長8時間のうち必要な時間を利用できます。

この場合、午前9時から午後5時が基本的な保育時間となります。
（詳しくは各保育所等にお問い合わせください。）

＊それぞれ利用できる時間を超えた利用は延長保育となります。

◎保護者（原則として子どもの父母）のいずれもが保育標準時間の利用対象となる場合には保育標準時間、いずれかが保育短時間の利用対象となる場合には保育短時間の認定となります。

〔パターン1〕

父が月に120時間以上の就労、母も月120時間以上の就労の場合

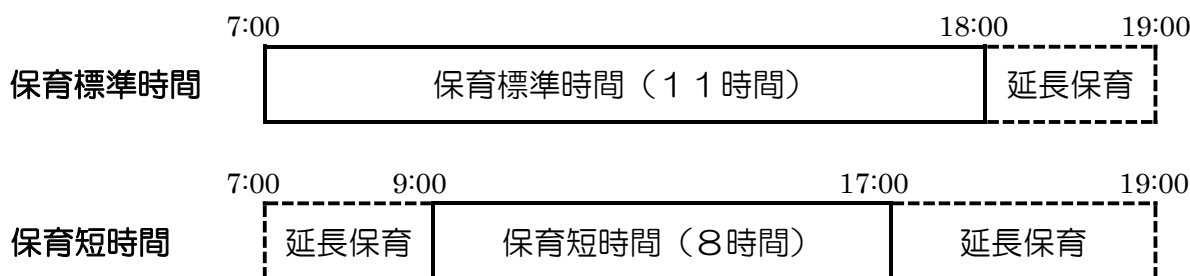
⇒「**保育標準時間**」の利用が可能

〔パターン2〕

父が月に120時間以上の就労、母が月64時間以上120時間未満の就労の場合

⇒「**保育短時間**」の利用が可能

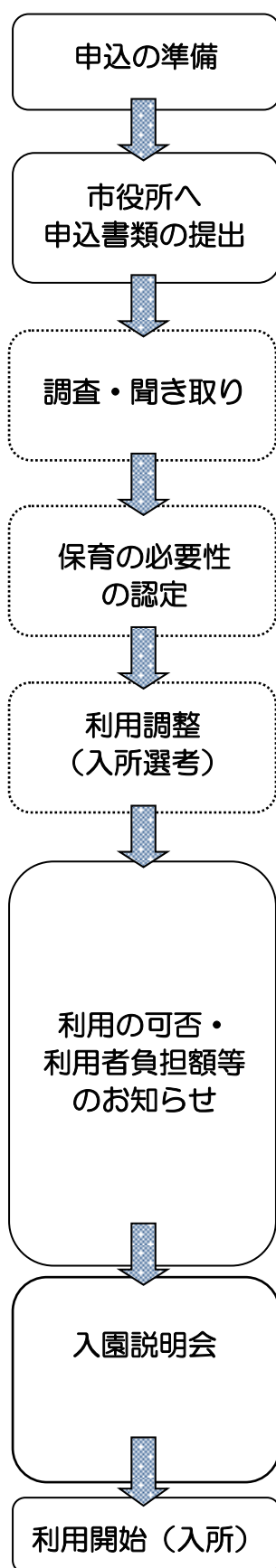
【「保育標準時間」と「保育短時間」のイメージ】



保育所等は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育の必要量の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に必要な範囲で利用するものであり、認定された保育の必要量をフルに利用できるというものではありません。（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）

実際の保育時間については、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育所等とご相談ください。

9. 申込方法



- 申込に必要な書類（9ページ参照）を準備してください。
- 保育所等の見学もできます（希望する施設に直接連絡し、日程を調整してください）。

- 利用（入所）は、原則として毎月1日からです。
- 利用（入所）希望月の申込締切日までに必要書類を揃えて提出してください（申込締切日：8ページ参照、必要書類：9ページ参照）。
- 申込受付場所：市役所こども育成グループ

- 書類の内容を確認（家庭で子どもの保育ができない状況かを確認）
 - 保護者や勤務先に電話で状況を伺うことや、追加して書類を提出していただくことがありますのでご協力をお願いします。
- ※申込内容に虚偽が判明した場合は、申込の受付を取り消します。

- 子どもの年齢や保育の必要量等に応じて、保育の利用時間・期間、入所が必要な理由等を認定します。
- 原則として申込から1ヵ月以内に「支給認定証」又は「支給認定通知書」をお送りしますので、大切に保管してください。

- 毎月22日（その日が市役所の閉庁日のときは翌業務日）に利用調整（入所選考）の会議を行い、入所の可否を決定します。
- ※保育の必要性の高い子どもから利用を決定します（申込順ではありません）。

- 「利用可」となった場合
 - …利用承諾書、利用者負担額決定通知書等の書類により、利用に関してお知らせします。
 - ※4月（最終）～3月入所分については利用調整日の閉庁後に電話連絡をします。
- 「利用保留」となった場合
 - …利用調整結果通知書（利用保留）によりお知らせします。
 - （※翌月以降、令和9年3月入所までは毎月利用調整を行い、利用可となったときは電話連絡します。
 - 同年度内に利用可とならず、翌年度以降も利用調整の対象するためには、翌年度の申請が必要です。）

- 利用決定した施設ごとに利用（入所）に関する説明や面談を行います。「支給認定証」又は「支給認定通知書」を持って利用決定した施設に行ってください。
- ※私立の認定こども園及び小規模保育事業所を利用される方は施設と、それ以外の施設を利用される方は大阪狭山市と契約することとなります。

- 延長保育などについては、各保育所等にご相談ください。



10. 利用申込受付日程

	入所日（毎月1日）	申込受付締切日	利用調整（入所選考）
①受付期間	令和8年4月1日【1次】※	令和7年11月1日（土） ～11月11日（火）	令和8年 1月中旬
	令和8年4月1日【2次】	令和7年11月12日（水） ～令和7年11月28日（金）	
	令和8年4月1日【最終】 （空きがある場合のみ）	令和8年 3月2日（月）	
	5月1日	令和8年 4月15日（水）	4月22日（水）
	6月1日	5月15日（金）	5月22日（金）
	7月1日	6月15日（月）	6月22日（月）
	8月1日	7月15日（水）	7月22日（水）
	9月1日	8月17日（月）	8月24日（月）
	10月1日	9月15日（火）	9月24日（木）
	11月1日	10月15日（木）	10月22日（木）
	12月1日	11月16日（月）	11月24日（火）
	令和9年1月1日	12月15日（火）	12月22日（火）
	2月1日	令和9年 1月15日（金）	1月22日（金）
	3月1日	2月15日（月）	2月22日（月）
②受付場所	市役所 こども育成グループ ※令和8年4月1日【1次】のみ別会場にて受付		
③注意事項	各月の申込締切日を過ぎた後に申込書類の提出があった場合、利用（入所）希望月からの申込は不可となり、翌月からの利用申込として受付します。		

11. 利用調整（入所選考）の実施



利用者は次のように決定します。

- （1） 申込書類に基づき、保育が必要な状況を点数化します。
- （2） 選考基準点数の高い（保育の必要性が高い）子どもから順番に保育所等の利用を決定します（早く申込した人が有利ということはありません。ただし、各月の締切日に注意してください）。
- （3） 同点者が多く、その全員が第1希望の保育所等の利用ができないときは、同点者の中でくじによる抽選を行い、抽選順位により入所を決定します。
- （4） 抽選順位により第1希望の保育所等が利用できない子どもについては、第2希望の保育所等ではどうかを確認し、先に決めた抽選順位により利用を決定します。第2希望の保育所等でも利用できない子どもについては、第3希望の保育所等でも同様に確認します。
- （5） 同点者全員の希望保育所等への利用調整が終わってから、次に選考基準点数の高い子どもの利用についての調整を行います（（2）～（4）を繰り返す）。
- （6） 調整の結果、利用できなかった子どもについては、利用保留とし、その旨を保護者に通知します。翌月以降、利用可能となったときは電話連絡します。

優先度	保護者の状況（就労の場合）	就労日数・時間	世帯の状況
高い ↑ ↓ 低い	育児休業明けの常勤（フルタイム）就労	多い・長い	両親がいない世帯・災害復旧
	⇕	⇕	⇕
	常勤（フルタイム）就労	少ない・短い	ひとり親の世帯
	⇕	※就労時間が月64時間未満の場合は申込できません。	⇕
	パートタイム就労		父母と子どものみの世帯
	⇕		
	就労内定		
	⇕		
	就労未定（求職活動中）		

1 2. 利用申込（支給認定申請）の必要書類

※提出した書類に変更が生じた場合、速やかに再提出が必要です。

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用（調整・あっせん）申込書

※保育所等の施設の利用を希望する子ども1人につき、1枚が必要です。

- (2) 家族状況票

※保育所等の施設の利用を希望する子どもが複数いる場合には、世帯で1枚提出してください。



- (3) 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由		必要書類	注意事項
① 就労	外勤	・就労証明書	<u>月に64時間以上</u> 働いていることが必要です。 ※必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
	内職		
	育児休業明け	・就労証明書 ・育児休業証明書	育児休業期間を切り上げて復職される場合は、その旨がわかる証明書または申立書が必要です。
	自営業・農業	・就労証明書	<u>月に64時間以上</u> 働いていることが必要です。
	仕事が内定している		入所希望月の初日には就労を開始することが必要です。
② 産前産後		・妊娠証明書または母子健康手帳の写し	表紙（保護者の名の確認）と出産予定日のわかるページの写しを提出してください。
③ 疾病・負傷・障がい		・診断書等医師の証明または障害者手帳の写しなど	通院の場合は、頻度及び保育の可否を記入してください。
④ 介護・看護		・申立書（介護・看護する人） ・診断書等医師の証明（介護・看護される人）	障がいまたは介護の状況についてできるだけ詳しく記入してください。
⑤ 災害復旧		・申立書 ・罹災証明書の写しなど	被害状況等についてできるだけ詳しく記入してください。
⑥ 求職活動（起業準備を含む）		・申立書	求職活動状況を確認するため、別途資料の提出や調査をさせていただくことがあります。
⑦ 就学（職業訓練等を含む）		・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラムまたは時間割	<u>月に64時間以上</u> 就学していることが必要です。
⑧ 児童虐待・DVのおそれ		・申立書など	具体的な状況を記入してください。
⑨ 育児休業期間（3歳児クラス以上）		・就労証明書 ・育児休業証明書	必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
⑩ その他①～⑨に類するもの		・申立書など	こども育成グループに相談してください。

(4) 生活保護受給証明書（生活保護受給世帯のみ）

(5) 個人番号確認書類

支給認定保護者となる人について、申請書に記載の個人番号（マイナンバー）の確認と身元確認が必要となりますので、次の書類を持参してください。

（※申請者以外の世帯員については必要ありません。）

番号確認書類	身元確認書類
下記のいずれか1つの番号確認書類 ○個人番号カード ○通知カード（※） ○個人番号が記載された住民票（※）氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きがとられている場合に限る。	下記のいずれか1つの身元確認書類 ○個人番号カード ○運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
	上記の身元確認書類を有していない場合は、以下のうちいずれか2つの身元確認書類 ○健康保険の資格確認書等、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ○印鑑登録証明書、戸籍の附票（謄本若しくは抄本も可）、住民票、住民票記載事項証明書、母子健康手帳

※窓口で書類を確認しますので、コピー等の提出は必要ありません。



13. 利用者負担額（保育料）等

■利用者負担額（保育料）について

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもについては、利用者負担額（保育料）は無償です。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として利用者負担額（保育料）は無償です。また、子どもが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、認定こども園などを利用する最年長の子どもから数えて、第2子にあたる場合は半額、第3子以降にあたる場合は無償となります。（年収 360 万円未満相当世帯への軽減については、認定こども園などの利用の有無、上のきょうだいの年齢は関係ありません。）

（参考）

保育所・認定こども園（2号・3号認定）令和7年度 保育料表（保育認定利用者負担額表）

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階 層	定 義		保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの利用者負担額については、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税となる世帯		0	0
C	A階層、B階層及びD ₁ ～D ₉ 階層を除き、当該年度分均等割市町村民税が課税となる世帯		9,000	8,900
D ₁	A階層を除き、当該年度分市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500 円未満	11,000	10,900
D ₂		1,500 円以上 24,000 円未満	15,000	14,800
D ₃		24,000 円以上 48,600 円未満	18,000	17,800
D ₄		48,600 円以上 97,000 円未満	24,000	23,700
D ₅		97,000 円以上 133,000 円未満	32,000	31,600
D ₆		133,000 円以上 169,000 円未満	44,000	43,400
D ₇		169,000 円以上 301,000 円未満	50,000	49,300
D ₈		301,000 円以上 397,000 円未満	52,000	51,200
D ₉		397,000 円以上	58,000	57,100

備考

1 この表の「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同条第1項第2号に規定する所得割（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。

2 この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育量の認定を、「保育短時間認定」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育量の認定をいう。

3 B階層からD₄階層まで（市町村民税所得割額77,101円未満に限る。）に認定された世帯が次に掲げる世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とし、特定被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。）が2人以上いる場合においては、第2子以降を無料とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

単位：円

階層	利用者負担額（月額）	
	保育標準時間	保育短時間
B	0	0
C	4,000	3,950
D ₁	4,000	4,000
D ₂	4,000	4,000
D ₃	4,000	4,000
D ₄	4,000	4,000

4 B階層に認定された世帯で、特定被監護者等が2人以上いる場合においては、第2子以降を無料とする。C階層からD₄階層まで（市町村民税所得割額57,700円未満に限る。）に認定された世帯で、特定被監護者等が2人以上いる場合においては、第2子を半額、第3子以降を無料とする。D₄階層（市町村民税所得割額57,700円以上に限る。）からD₉階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが特定教育・保育若しくは特定地域型保育を利用し、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる子どもが特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業の提供を受けるときは、第2欄に掲げる額をその子どもに係る利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 同一世帯において特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を受けている若しくは児童発達支援等を利用している子どものうち、年長者（該当する子ども2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育認定利用者負担額表に定める額
イ ア以外の子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育認定利用者負担額表に定める額の2分の1の額
ウ 上記以外の子ども	0円

- (1) 利用者負担額（以下「保育料」といいます。）は、保護者（両親）の市町村民税所得割額の合計額によって決定します（家計の主宰者が祖父母等であると判断される場合は、その額も算定の対象になります）。
- (2) 4月分から8月分までは、令和7年度の市町村民税所得割額（令和6年中の所得に基づき算定されたもの）により算定し、9月分から3月分までは、令和8年度の市町村民税所得割額（令和7年中の所得に基づき算定されたもの）により算定します。毎年7月以降に課税状況の調査を行い、8月下旬に9月分以降の保育料をお知らせします。（4月分にさかのぼって変更するものではありません。）
- (3) 税額に変更があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、申し出てください。
- (4) 保育所等へ登園しなくても、月の途中で退所しても、その月の保育料は納めていただきます。

■食材料費について

3歳児クラスから5歳児クラスまでの主食費（米・パンなど）・副食費（おかず、おやつなど）については利用施設に直接支払う必要があります。ただし、下記の要件に該当する該当する子どもについては、副食費の支払いが免除になります。

【副食費の支払いが免除になる子ども（下記のいずれかに該当する場合は免除となります）】

- ・市町村民税所得割合算額が、57,700 円未満の世帯に属するすべての子ども（ひとり親世帯等（※）においては、市町村税所得割合算額が 77,101 円未満）
 - ・世帯の所得にかかわらず、第3子以降の子ども（幼稚園、認定こども園・保育所等を利用する小学校就学前の子どもで算定）
- ※ひとり親世帯等とは、12ページ、3（1）～（7）に該当する世帯

■その他の費用について

その他、通園送迎費、行事費などは別途、保護者の負担になります。主なものについては、21～24ページをご覧ください。



1 4. 保育料の納付方法

- (1) 保育料の納付は、原則として口座振替となります（納付書等での支払いも可能です）。
- (2) 保育料の納期限は、各月の末日です。

【口座振替の場合】

次のいずれかの方法により、手続きしてください（いずれの場合も手続きの時期により、希望する月からの振替ができない場合がありますので早めに手続きしてください）。

ア こども育成グループの窓口で…

大阪狭山市では、口座振替納付の推進の一環として、キャッシュカードによるペイジー口座振替受付サービスを行っています。こども育成グループの窓口で専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力すると、口座振替の申込手続きがその場で完了します。

ペイジーサービスを利用される場合は、振替を希望する口座のキャッシュカードを持参のうえ、こども育成グループの窓口で手続きしてください。

イ 金融機関の窓口で…

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、振替を希望する金融機関の窓口で手続きしてください。

※口座振替ができる金融機関は15ページに記載のとおりです。なお、すでに在園中の児童がいる場合などで保育料の口座振替登録をしている場合は、新たに手続きをする必要はありません。

【納付書により支払う場合】

納付書は毎月初めに各保育所等を通じてお渡しします。各月の納期限までに15ページに記載の金融機関の窓口、コンビニエンスストア、又はスマホ決済サービス（※）で納付してください。

なお、納付方法は年度途中からでも口座振替に変更することができます。

（※）スマホ決済サービスとは

スマートフォンなどの専用アプリで納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで保育料の納付ができる決済サービスです。

◎私立の認定こども園や小規模保育事業所を利用されている子どもにかかる保育料は、施設に直接支払うこととなります。



●保育料取扱い金融機関一覧

金融機関名	口座振替	ペイジーサービス	納付書払い
池田泉州銀行	○	○	○
関西みらい銀行	○	○	○
紀陽銀行	○	○	○
南都銀行	×	×	○
みずほ銀行	○	×	○
三井住友銀行	○	○	×
三菱UFJ銀行	○	○	×
りそな銀行	○	○	○
大阪信用金庫	×	×	○
大阪シティ信用金庫	×	×	○
近畿労働金庫	×	×	○
成協信用組合	×	×	○
大阪南農業協同組合	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○

○：取扱い可 ×：取扱い不可

●納付できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、

ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、

ハマナスクラブ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、

ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、MMK 設置店

●納付できるスマホ決済サービス

PayB（ペイビー）、楽天銀行コンビニ支払サービス、FamiPay、PayPay、auPAY、d払い

※上記の取り扱い金融機関、納付できるコンビニエンスストア、利用できるスマホ決済サービスは令和7年9月1日現在のもので、今後変更となる可能性があります。最新の情報は市ホームページ、広報誌をご確認ください。

15. 注意事項

保育所等の利用中に家庭や就労状況等に変更があった場合は手続・届出が必要です。

事項	必要な手続・届出
① 支給認定証を失くしてしまった (または破れてしまった、汚してしまった)	再交付の手続が必要です。 こども育成グループに連絡してください。
② 電話番号が変わる	保育所等とこども育成グループへ新しい番号をお知らせください。
③ 保育を必要とする事由が変わる (仕事を辞める、出産を控えている、 育児休業(産後パパ育休等を含む)を 取得する、など)	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きについてご案内します。 また、保育の必要性がなくなった場合は退所(園) となります。
④ 勤務先、就労時間・日数が変わる	改めて「就労証明書」を提出してください。 保育を受けられる時間に変更となる場合があります。
⑤ 世帯構成が変わる (離婚・再婚、祖父母と同居など)	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続等についてご案内します。
⑥ 保護者または子どもの氏名が変わる	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続等についてご案内します。
⑦ 大阪狭山市内で転居する(住所が変わる)	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続等についてご案内します。
⑧ 大阪狭山市外へ転出する	転出後も引き続き利用中の保育所等に通いたい場合は、別途手続が必要になりますので、こども育成グループに相談してください。
⑨ 退所(園)したい	退所届の提出が必要です。 こども育成グループに連絡してください。

※上記の退所届がない場合でも家庭で保育ができると認められる場合は、退所(園)となります。
※疾病や介護、就学等の保育を必要とする事由で有効期間が切れた場合は、保育の必要性がなくなったため、退所(園)となります。引き続き保育所等の利用を希望する場合は、継続の手続きが必要です。

【次年度以降も継続して保育所等の利用を希望する場合、書類の提出が必要です】

◎保育所・認定こども園(保育部分)などは、日中、家庭で保育を受けることができない子どもが利用できる施設です。そのため、家庭で保育できない状況が続いていることを確認する必要があるため、1年に1回、現況届を提出していただきます。
提出の時期や必要な書類などは、利用中の保育所等を通じてお知らせします。



16. 保育内容

保育所や認定こども園では、国の定める教育・保育の基本方針に基づき、全体的な計画と具体的な計画を作成して保育しています。そして、子どもたち一人ひとりの個性に応じ、発達に配慮して主体的な活動を大切にしたい保育をめざしています。また、保育内容は、年齢によって心身の健康に関する領域、人とかかわりに関する領域、言葉の発達に関する領域など、様々な観点から総合的に展開されるよう構成されています。

(1) 乳児保育（0歳児保育）

保育所、認定こども園、小規模保育事業所とも、生後2ヵ月から受け入れます。

(2) 障がい児保育

保育所等の機能を十分に活用し、障がいの有無に関わらず同じ場で集団保育をすることにより、障がい児の福祉の増進を図ります。

(3) 延長保育（有料）

保護者の就労形態や通常勤務の増加等に伴い、保育時間外で保育が必要な子どもについて、延長保育を行っています（土曜日の実施については各保育所等で確認してください）。

*申込方法 各保育所等に用意している所定の申込用紙を提出してください。

◎延長保育の利用料は、下表のとおりです。

*令和7年度利用料（参考）

	施設名	時 間	料 金
1 時 間 延 長	市立こども園	午後6時15分～午後7時15分	1ヵ月3,000円 又は1日200円 ※どちらか金額が少ないほう
	大野台こども園	午後6時00分～午後7時00分	1ヵ月3,000円 ※突発的な利用の場合は 1日200円
	つぼみこども園		
	夢の実保育園		
	池尻保育園		
	きらりこども園		
	山本こども園		
	池尻ななこども園		
	ルンビニ保育園		
	花梨つばさ保育園		
	大谷さやまこども園		
	西山台くじら小規模 保育園		

*保育短時間の方は保育を受けられる時間（午前9時00分～午後5時00分）以外の時間の保育は延長保育となります。



(4) 休日保育（有料）

保護者の就労、病気、冠婚葬祭などで、休日に子どもの保育ができない場合に保育を行っています。

*実施施設 つぼみこども園 東茱萸木3-2283-1 Tel367-3344
 きらりこども園 金剛2-13-16 Tel366-3707

*保育時間 午前9時00分～午後5時00分（前後でそれぞれ1時間の延長が可能です）

*申込方法 実施施設に直接お問い合わせください。

*令和7年度利用料（参考）

その年度の4月1日現在の年齢	基本保育料	延長保育料
0～2歳児	3,100円	1時間あたり 300円
3～5歳児	2,100円	

(5) 一時預かり（有料）

保護者のパート勤務、病気、ケガ、災害などで、子どもの保育が一時的に困難な場合に保育を行っています。

利用できる人は以下のとおりです。ただし、利用人数に制限があるため、一時お待ちいただく場合や希望する日に利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

① 非定型的保育サービス

パート勤務などのため断続的に家庭での保育ができない人で、利用は週に3回以内です。

② 緊急保育サービス

病気やケガによる入院・災害・事故・看護などのため、緊急、または一時的に保育できない人で、利用は連続して1ヵ月以内です。

*実施施設	大野台こども園	大野台3-23-1	Tel366-8957
	つぼみこども園	東茱萸木3-2283-1	Tel367-3344
	夢の実保育園	半田6-1133-1	Tel367-3700
	池尻保育園	池尻中1-12-8	Tel367-2020
	きらりこども園	金剛2-13-16	Tel366-3707
	山本こども園	山本中353-2	Tel360-7000
	ルンビニ保育園	池尻北2-20-23	Tel365-8808
	花梨つばさ保育園	半田5-215-1	Tel366-0283
	池尻ななこども園	池尻中1-35-41	Tel290-7731
	大谷さやまこども園	今熊1-50	Tel349-6084

*保育時間

①午前9時00分～午後5時00分（前後でそれぞれ1時間の延長が可能です）

②午前9時00分～午後1時00分（午前9時までの1時間の延長が可能です）

*申込方法

○各保育所等に用意している所定の申請書に必要事項を記入のうえ、利用開始日の1週間前まで（緊急の場合は前日まで）に、各保育所等に申し込んでください。

○申請理由を証明する就労証明、診断書などを添付してください。

*令和7年度利用料（参考）

その年度の4月1日 現在の年齢	基本保育料 ① 9:00~17:00	基本保育料 ② 9:00~13:00	延長保育料
0歳児	3,100円	1,900円	1時間あたり 300円
1・2歳児	2,600円	1,600円	
3歳以上児	1,800円	1,200円	

【基本保育料の減免制度】

生活保護受給世帯や非課税世帯の児童が利用する場合、又は、同一世帯で2人以上の児童が利用する場合は、基本保育料を一部免除することができます。免除額等は各保育所等で確認してください。

（6）病後児保育（有料）

保護者が就労などの理由で、病気の回復期にあり安静の確保が必要な子どもの保育ができない場合に病後児保育室を利用できます。

*実施場所 病後児保育室（旧：狭山・美原医療保健センター）
東野東1丁目500-1 TEL365-3772

*事業委託先 大野台こども園（TEL366-8957）

*利用時間 午前8時00分～午後6時00分
（日曜日・祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く）

*申込方法 事業委託先に直接お問い合わせください。

*令和7年度利用料（参考）

その年度の4月1日 現在の年齢	基本保育料	備考
0～2歳児	3,100円	生活保護世帯・市民税 非課税世帯などは免除
3～5歳児	2,100円	

保育所・認定こども園等 諸費・園紹介



諸 費

市が定める保育料以外に、施設ごとに、以下の費用がかかります。但し、各項目や金額は、その年の状況により変更する場合がありますので、ご了承ください。なお、3歳児クラス以上はすべての園において、毎月、給食費が必要です(副食費免除の場合有)。詳しくは、各保育所等にお問い合わせください。

(保 育 所)

施設名	諸 費 の 内 容
池尻保育園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円 ○カラー帽子 940円 ○3歳以上児 体操服 半袖 1,870円 - 半ズボン 1,540円 ○0～2歳児諸費(リースおむつ・絵本等) (月額) 2,200円 ○3～5歳児諸費(絵本・教材費等) (月額) 2,500円 ○3～5歳児クラス 給食材料費 主食費(月額) 1,700円 副食費(月額) 5,100円
ルンビニ保育園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円 ○カラー帽子(UVカット) 1,100円 ○0オクラス 教材・おむつ代・諸費等 (月額) 2,600円 ○1オクラス 教材・おむつ代・諸費等 (月額) 2,600円 ○2歳クラス以上 教材・諸費等 (月額) 2,100円 ○2歳クラス以上 通園靴 7,645円 ○3歳クラス以上 体操服 半袖・半ズボン 7,100円 ○おたよりケース 300円 ○年長児 卒園アルバム代 12,000円(目安) ○年長児 鍵盤ハーモニカ 6,000円 ○3歳児クラス以上 主食費(月額) 1,900円 副食費(月額) 4,900円
花梨つばさ保育園	○日本スポーツ振興センター掛金 245円 ○スモック 冬用 2,350円 - 夏用 2,450円 ○3歳以上児 体操服 半袖・長袖(上下一式) 約12,000円 - 通園服(冬用)【男】一式 約16,000円 - 通園服(冬用)【女】一式 約18,000円 - 通園服(夏用)【男】一式 約9,200円 - 通園服(夏用)【女】一式 約7,000円 - ランドセル 約3,500円 - 通園靴 約3,400円 ○用品代(0・1歳児) (年額) 約1,600円 (2歳児) (年額) 約4,300円 (3歳児) (年額) 約6,700円 (4歳児) (年額) 約8,400円 (5歳児) (年額) 約9,000円 ○教材費(つばさコネクト:3・4・5歳児) (年額) 約1,400円 ○諸費 【0,1,2,3歳児】(リース布団・絵本代) (月額) 約1,800円 【4,5歳児】 (絵本代) (月額) 約500円 【5歳児】 (アルバム代積み立て) (月額) 1,100円 ○環境整備費 (年額) 5,000円 ○行事費(遠足・運動会・生活発表会等) (実費) ○3～5歳児クラス 給食材料費 主食費(月額) 2,200円 副食費(月額) 4,900円

（保育所）

施設名	諸 費 の 内 容
夢の実保育園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円
	○カラー帽子 1,300円
	○スモック 2,070円
	○衛生管理費（0～2歳児）（年額）5,000円
	（3～5歳児）（年額）3,000円
	○2歳以上児 リュックサック 6,000円
	体操服 半袖・半ズボン 5,400円
	長袖・長ズボン 8,500円
	○3歳以上児 通園服（冬用） 8,000円
	通園服（夏用） 5,700円
用品代（道具箱セット・粘土セット） 4,250円	
○3～5歳児クラス 給食材料費 主食費（月額）2,200円 副食費（月額）4,900円	

（認定こども園）

施設名	諸 費 の 内 容
市立こども園	○日本スポーツ振興センター掛金 200円
	○カラー帽子（UVカット用） 1,000円
	OPTA会費（年間） 0～2歳児（年額）1,200円
	3～5歳児（年額）2,400円
	○3歳児以上 体操服 半袖 2,900円
	長袖 3,400円
	半ズボン 2,970円
	長ズボン 4,060円
	通園カバン 4,300円
	ベスト 4,500円
	ゴム印 150円
	出席カード・出席シール 700円
	道具箱セット 3,380円
	行事費（毎月） 300円
大野台こども園	○5歳児 月刊誌 500円
	○4・5歳児 アルバム代 2年間積み立て（月額）350円
	○3～5歳児クラス給食材料費 主食費（月額）1,000円 副食費（月額）4,700円
大野台こども園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円
	○カラー帽子 1,300円
	○スモック 2,070円
	○衛生管理費（0～2歳児）（年額）5,000円
	（3～5歳児）（年額）3,000円
	○2歳以上児 リュックサック 6,000円
	体操服 半袖・半ズボン 5,500円
	長袖・長ズボン 4,400円
	○3歳以上児 通園服（冬用） 8,000円
	通園服（夏用） 5,700円
用品代（道具箱セット・粘土セット） 3,910円	
○3～5歳児クラス 給食材料費 主食費（月額）2,200円 副食費（月額）4,900円	

(認定こども園)

施設名	諸 費 の 内 容
つぼみこども園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円
	○カラー帽子 1,300円
	○スモック 2,070円
	○衛生管理費(0~2歳児) (年額) 5,000円
	(3~5歳児) (年額) 3,000円
	○2歳以上児 リュックサック 6,000円
	体操服 半袖・半ズボン 5,400円
	長袖体操服(上下) 8,500円
	○3歳以上児 通園服(冬用) 8,000円
	通園服(夏用) 5,700円
山本こども園	用品代(お道具箱セット・粘土セット) 4,320円
	○3~5歳児クラス 給食材料費 主食費(月額) 2,200円 副食費(月額) 4,900円
	○日本スポーツ振興センター掛金 240円
	○カラー帽子 940円
	○3歳以上児 体操服 半袖 1,870円
	半ズボン 1,650円
	○0~2歳児クラス諸費(リース布団・リースおむつ・教材) (月額) 2,200円
	○3~5歳児クラス諸費(教材・絵本代) (月額) 2,500円
	○3~5歳児クラス 給食材料費 主食費(月額) 1,700円 副食費(月額) 5,100円
きらりこども園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円
	○カラー帽子 940円
	○3歳以上児 体操服 半袖シャツ 1,870円
	半ズボン 1,650円
	○0~2歳児 諸費(リースおむつ・絵本等) (月額) 2,200円
	○3~5歳児 諸費(絵本・教材等) (月額) 2,500円
	○3~5歳児クラス 給食材料費 主食費(月額) 1,700円 副食費(月額) 5,100円
池尻ななこども園	○日本スポーツ振興センター掛金 240円
	○カラー帽子 940円
	○3歳以上児 体操服 半袖シャツ 1,870円
	半ズボン 1,650円
	○0~2歳児クラス諸費(リース布団・リースおむつ・教材) (月額) 2,200円
	○3~5歳児クラス諸費(教材・絵本代) (月額) 2,500円
	○3~5歳児クラス 給食材料費 主食費(月額) 1,700円 副食費(月額) 5,100円

(認定こども園)

施設名	諸 費 の 内 容	
大谷さやまこども園	○施設整備費	(月額) 2,000円
	○カラー帽子・諸費袋・氏名印・おたより袋	1,660円
	○0歳児 教育費・行事関係費	(月額) 100円
	保健衛生費	(月額) 1,000円
	○1歳児 教育費・行事関係費	(月額) 1,000円
	保健衛生費	(月額) 1,000円
	○2歳児 教育充実費	(年額) 10,000円
	教育費・行事関係費	(月額) 1,000円
	保健衛生費	(月額) 1,000円
	通園バッグ	5,150円
	保育用品セット(自由画帳等)	2,760円
	○3～5歳児 教育充実費	(年額) 20,000円
	教育費・行事関係費	(月額) 2,000円
	保健衛生費	(月額) 500円
	スイミング*スイミング指導実施月のみ	(月額) 4,400円
	通園バッグ・制服・制帽・ベスト	約20,000円
	体操服上下(半袖・長袖)・スモック・上靴	約15,000円
	保育用品セット(道具箱セット、防災クッション等)	約8,500円
	給食材料費	主食費(月額) 1,500円 副食費(月額) 5,000円
	○0～2歳児 教育後援会費(日本スポーツ振興センター掛金含む)	(月額) 1口400円を1口以上
	○3～5歳児 教育後援会費(日本スポーツ振興センター掛金含む)	(月額) 1口400円を2口以上

(小規模保育事業所)

施設名	諸 費 の 内 容	
西山台くじら 小規模保育園	○入園児初期費用	1,630円
	内訳(連絡ノート200円・おたよりファイル380円・カラー帽子1000円・集金袋50円)	
	○日本スポーツ振興センター掛金	(年額) 210円
	○くじらTシャツ(希望者のみ)	1,600円

大阪狭山市立こども園

(幼保連携型認定こども園)



(0～3歳児施設)

住 所 大阪狭山市西山台6丁目19番5号

TEL 072-366-0080

FAX 072-365-1704

(4・5歳児施設)

住 所 大阪狭山市西山台6丁目19番12号

TEL 072-366-0076

FAX 072-366-0626

☆定 員 226名(うち、75名は1号認定)

☆開園時間 午前7時15分～午後7時15分

◎保育方針

- 一人ひとりの人権を大切にして発達課題を見極め、0～5歳児の連続した就学前保育・教育を行う。
- こども園が穏やかで居心地の良い、温かな生活空間となるようにする。
- 乳幼児一人ひとりに丁寧に関わり、信頼できる大人と安定した関係を通じて自己肯定感を持ち、自分に自信を持って行動できる、仲間と共に頑張れる子どもを育成する。
- 大阪狭山市の保育・教育指針に基づき、教育・保育を行う。
 - ・家庭や地域との絆を深め、園の力を高める。
 - ・保育者のチームワークを強め、学ぶ力の向上、心の力の向上、体力の向上に取り組む。



みんなが笑顔のこども園
自分が好き★友達が好き★こども園が好き



- ★養護と教育の充実したカリキュラムによる一人ひとりを大切にした丁寧な保育をします。
- ★専門性を生かした多様な職員構成による子育て支援を実施します。
(保育教諭・看護師・栄養士・調理員)
- ★1号認定児と2号認定児が遊びを中心とした教育活動を共に経験し、楽しく過ごします。
- ★こんな子どもになってほしいと願っています！
 - ・話をよく聞き、自分の思いや考えを話し、伝え合うことを楽しむ子ども
 - ・探究心を持ち、試したり創意工夫したりする子ども
 - ・進んで運動し、主体的に行動する子ども
 - ・友達と互いのよさを認め合える子ども



◎主な行事

4月	入園式（3～5歳児）、クラス懇談 保育参観
5月	春の遠足
6月	保育参観、歯磨き指導、プール開き（3～5歳児）、交通安全教室
7月	プール開き（0～2歳児）、七夕まつり会、プラネタリウム
9月	秋の遠足（2～5歳児）
10月	運動会（2～5歳児）
11月	作品展、絵本ライブ
12月	クリスマス会（0～5歳児）、楽しい集い（3～5歳児）
1月	お正月あそび 小学校授業体験
2月	まめまき、劇あそび（2～5歳児）、絵本ライブ
3月	ひなまつり会、お別れ会、修了式（5歳児）
毎月	避難訓練、防犯訓練、身体計測、お話会、誕生会（3～5歳児）、英語（5歳児） お楽しみ会（0～2歳児・年6回）、健康診断（春・秋）

* 行事の時期・内容は変更することがあります。

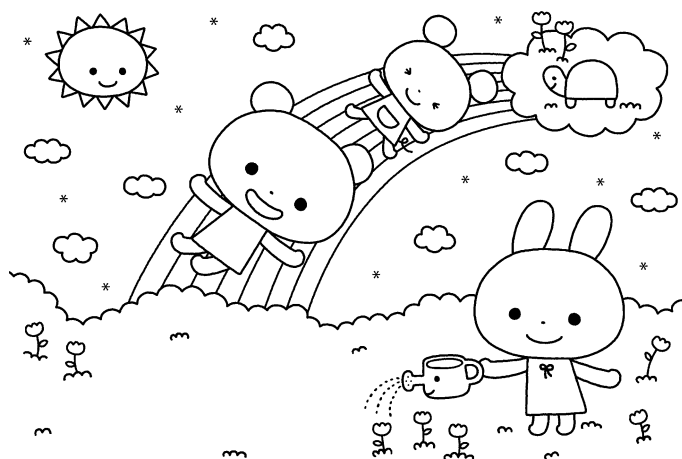


◎その他の保育サービス

乳児保育、障がい児保育、延長保育、子育て支援（0～2歳児）、赤ちゃんの駅、園庭開放、預かり保育など

☆園庭開放について

0～3歳児施設	午前10時～午後0時	午後2時～4時
4・5歳児施設		午後2時～4時



幼保連携型認定こども園

大野台こども園



住 所 大阪狭山市大野台 3 - 2 3 - 1
T E L 0 7 2 - 3 6 6 - 8 9 5 7
F A X 0 7 2 - 3 6 8 - 2 3 9 5
施 設 経 営 社会福祉法人 簡修会
開園年月日 昭和 5 4 年 1 2 月 1 日
定 員 2 1 9 名(うち、7 5 名は 1 号認定)
開園時間 午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 7 時 0 0 分

法人理念

個人を尊重し、安心して過ごせる空間（場所）で、豊かな心と身体（人間性）を育みます。すべての人が持っているやさしさや、笑顔の心をたくさんの愛情で育みます。また、地域福祉に貢献できる法人を目指します。

教育・保育方針

いろいろな経験ができる良い保育環境のもとで、健康・体力づくり・思いやり・想像力・豊かな感性・社会性と頑張る力の育成を基本にしながら、自発的にする子どもへと意欲を持って生きる力の基礎を培うことを方針とする。

教育・保育目標

明るく元気な子、友だちと仲良く遊べる子、心のやさしい思いやりのある子、想像力豊かで意欲的に取り組める子

教育の基本概念

ピラミッドメソッド

ピラミッドメソッドとは、子どもの自主性を育てることを目的としたオランダの幼児教育法の一つです。当園では「自分で選択して決断できる力を養うこと」に重点を置いています。



保育サービス

乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり保育、病後児保育、放課後児童会給食・おやつ（自園で調理したものを子どもたちが食べています。アレルギー食も対応をしています。）

子育て支援

育児相談員、スマイルサポーター、親学アドバイザーの専門の相談員が解決に向けてお手伝いします。未就園児親子教室（あそびましょ・スマイル bebe）、園庭開放、保育体験

年間行事

- 4月 入園式、交通安全指導、保育参観
クラス懇談会
- 5月 春の遠足、内科検診
- 6月 歯科検診、歯科衛生指導
- 7月 セタまつり、宿泊保育、夏まつり
プールあそび、プラネタリウム



- 9月 運動会、敬老の日の集い、老人施設訪問
- 10月 秋の遠足、内科検診、歯科衛生指導、お芋ほり
- 11月 作品展、やきいも会
- 12月 おもちつき、クリスマス会

- 2月 なかよし発表会、個人懇談会、
卒園記念サッカー大会、お別れ遠足
- 3月 ひなまつり会、卒園式、保育参観
マラソン



通年

異年齢児交流、クッキング

- [3 ～ 5 歳児] テーマ保育、体育遊び、歌唱指導、
専門講師による英語あそび、絵画指導
- [5 歳児] 和太鼓、カラーガード指導



大野台こども園の
詳しい情報はコチラまで

URL

<http://kansyukai.or.jp/onodai/>





幼保連携型認定こども園

つぼみこども園

住 所 大阪狭山市東菜葉木3-2283-1

TEL 072-367-3344

FAX 072-367-3544

施設経営 社会福祉法人 簡修会

開園年月日 平成14年4月1日

☆定 員 135名(うち15名は1号認定)

☆開園時間 午前7時00分～午後7時00分

◎法人理念

個人を尊重し、安心して過ごせる空間(場所)で、豊かな心と身体(人間性)を育みます。

すべての人が持っているやさしさや、笑顔の心をたくさんの愛情で育みます。また、地域福祉に貢献できる法人を目指します。

◎教育・保育方針

いろいろな経験ができる良い保育環境のもとで、健康・体力づくり・思いやり・想像力・豊かな感性・社会性と頑張る力の育成を基本にしながら、自発的にする子どもへと意欲を持って生きる力の基礎を培うことを方針とする。

◎教育・保育目標

- ・明るく元気な子
- ・友だちと仲良く遊べる子
- ・心のやさしい思いやりのある子
- ・想像力豊かで意欲的に取り組める子



就学前教育としてピラミード幼児教育法(テーマ型カリキュラム)を導入しています。

整えられた保育環境のなかで、生活体験や遊びを中心に子どもの自主性を育てることを目的とし、保育教諭や友だちと、対話することを大切にしています。

◎保育サービス

乳児保育(産休明けから) 延長保育 一時預かり保育 休日保育 障がい児保育

◎子育て支援

専門の相談員(育児相談員、スマイルサポーター)が様々な悩みについてお手伝いします。

未就園児親子教室(つぼみキッズ・スマイル be' be')・園庭開放・保育体験

◎給食・おやつは、管理栄養士指導のもと安全で新鮮なものを用意し、自園で調理したものを提供しています。食物アレルギーをお持ちのお子さまには、アレルギー食も対応をしています。



主な行事

- 4月 入園式、交通安全指導、
クラス懇談会
5月 春の遠足、内科検診、保育参観
6月 歯科検診、歯科衛生指導
7月 セタまつり、宿泊保育、夏まつり
プール遊び、プラネタリウム



- 2月 なかよし発表会、個人懇談会、
卒園記念サッカー大会、お別れ遠足
3月 ひなまつり会、卒園式、保育参観、
マラソン



©つぼみこども園のホームページ

URL <http://kansyukai.or.jp/tsubomi/>



- 9月 敬老の日、老人施設訪問、作品展
10月 秋の遠足、内科検診、お芋掘り
歯科衛生指導
11月 運動会、やきいも会
12月 おもちつき、クリスマス会



通年

異年齢児交流、クッキング

[3～5歳児] 専門講師による英語あそび

テーマ保育、体育遊び、歌唱指導

絵画指導

[5歳児]

和太鼓・カラーガード指導





夢の実保育園

住 所 大阪狭山市半田6丁目1133-1

T E L 072-367-3700

F A X 072-367-3702

施 設 経 営 社会福祉法人 簡修会

開園年月日 令和5年4月1日

定 員 100名

開園時間 午前7時00分～午後7時00分

法人理念

個人を尊重し、安心して過ごせる空間（場所）で、豊かな心と身体（人間性）を育みます。すべての人が持っているやさしさや、笑顔の心をたくさんの愛情で育みます。また、地域福祉に貢献できる法人を目指します。

教育・保育方針

いろいろな経験ができる良い保育環境のもとで、健康・体力づくり・思いやり・想像力・豊かな感性・社会性と頑張る力の育成を基本にしながら、自発的にする子どもへと意欲を持って生きる力の基礎を培うことを方針とする。

教育・保育目標

明るく元気な子、友だちと仲良く遊べる子、心のやさしい思いやりのある子、想像力豊かで意欲的に取り組める子

保育サービス

乳幼児保育、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育、給食・おやつ（自園で調理したものを子どもたちが食べています。アレルギー食も対応をしています。）

子育て支援

育児相談員、スマイルサポーター、親学アドバイザーの専門の相談員が解決に向けてお手伝いします。未就園児親子教室（ゆめキッズ・スマイル be'be'）園庭開放、保育体験

年間行事

- 4月 入園式、クラス懇談会
- 5月 春の遠足、交通安全指導、内科検診
- 6月 運動会、歯科検診、歯科衛生指導、
プラネタリウム
- 7月 セタまつり、宿泊保育、夏まつり
プールあそび



- 9月 敬老の日の集い、保育参観
- 10月 秋の遠足、内科検診、歯科衛生指導、お芋ほり
- 11月 やきいも会、保育参観
- 12月 おもちつき、クリスマス会



- 1月 なかよし発表会、個人懇談会
- 2月 卒園記念サッカー大会、お別れ遠足
- 3月 ひなまつり会、マラソン、卒園式



- 通年
- 異年齢児活動、クッキング
- [3 ~ 5 歳児] テーマ保育
- 専門講師による体育遊び・英語あそび・歌唱指導



夢の実保育園の
詳しい情報はコチラまで

URL

<http://kansyukai.or.jp/yumenomi/>





池尻保育園

住 所 大阪狭山市池尻中1—12-8
 TEL 072-367-2020
 FAX 072-367-2021
 施設経営 社会福祉法人 光久福祉会
 開所年月日 昭和56年4月1日
 定 員 120名
 開所時間 午前7時00分～午後7時00分

保育理念

『心を こめよう つなごう つくそう みがこう』

法人名「光久」は、子どもが 久しく光り輝きますようにとの思いです。どの子もかけがえない大切な子どもです。保護者・地域協力のもとにひとり一人の人権を大切に保育します。

保育目標

心をこめようー 周囲に行き届くやさしい 「愛の心」...幸福...明るく元気な子
 つなごうー 自然やすべてと調和する 「和の心」...平和...友だちと仲良く遊べる子
 つくそうー 相手を尊敬しすべてに感謝できる 「礼の心」...感謝...自分のことは自分でする子
 みがこうー 自らの感性を高める 「美の心」...進歩...よく考える子

保育方針

人とのかかわり触れ合うことで得る喜び・怒り・悲しさ・楽しさを経験することが、人間としての共感性を育むことです。

一日の保育の中で、何が出来たかよりも、心が動く（ワクワク、ドキドキ、ハラハラ、ハッとしたり、ホッとしたり）ことを、どのくらいたくさん経験したかを保育の評価としています。

子どもたちのそれぞれの思いを受け止めて、認められているという安心感、信頼感をもとに「自分は、かけがえない大切な存在なんだ。」という自己肯定感を育てたいと思います。

おもな行事

4月	入園式、花見、イチゴ狩り、交通安全指導
5月	子どもの日のつどい、内科検診、春の遠足、参観週間
6月	歯科検診、歯科指導、眼科検診、じゃが芋掘り、プール開き
7月	七夕のつどい、プラネタリウム、宿泊保育、盆踊り、水遊び
8月	合同保育、水遊び、郵便ごっこ、プール遊び
9月	敬老の日訪問、消防署見学
10月	運動会、内科検診、だんじり曳き、さつま芋掘り、秋の遠足
11月	みかん狩り、作品展、七五三参り、就学時健康診断
12月	クリスマス会、マラソン大会、餅つき大会
1月	正月遊び、たこあげ、0.1歳遊びの集い
2月	節分、ウォークラリー、お別れ遠足、生活発表会、学校給食試食
3月	ひな祭り会、買い物ごっこ、人形劇観劇、お別れ会、卒園式
毎月	避難訓練、身体計測、体育指導、英会話教室、たてわり活動、誕生会、ダンス教室等

その他の保育サービス

乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり、地域子育て支援センター「わんぱくプラザ」

令和7年度11月頃より建て替え工事を予定しております。令和8年度途中には、新園舎が立ち上がり幼保連携型認定こども園に移行する予定です。なお、移行後は1号認定の受入を含め、定員数も変更（拡充）することとなります。詳細は園へ問合せください。
 建て替え先は、池尻保育園園庭になるので、場所の変更はありません。

幼保連携型認定こども園

きらりこども園



住 所 大阪狭山市金剛2—13-16
 T E L 072-366-3707
 F A X 072-366-3505
 施 設 経 営 社会福祉法人 光久福社会
 開所年月日 平成18年4月1日
 定 員 220名(うち57名は1号認定)
 開所時間 午前7時00分～午後7時00分

法人理念

『心を こめよう つなごう つくそう みがこう』

法人名「光久」は、子どもが 久しく光り輝きますようにとの思いです。どの子もかけがえのない大切な子どもです。保護者・地域協力のもとにひとり一人の人権を大切に保育します。

教育・保育方針

一人ひとりの個性を尊重し、子どもが安心して友だちと楽しく過ごせる環境作りをします。
 子どもたちのそれぞれの思いを受け止めて、認められているという安心感、信頼感をもち、
 「自分はかけがえのない大切な存在なんだ」という自己肯定感を育てます。

教育・保育目標

心をこめよう - 周囲に行き届くやさしい 「愛の心」...幸福...明るく元気な子
 つなごう - 自然やすべてと調和する 「和の心」...平和...友だちと仲良く遊べる子
 つくそう - 相手を尊敬しすべてに感謝 「礼の心」...感謝...自分のことは自分です子
 みがこう - 自らの感性を高める 「美の心」...進歩...よく考える子

おもな行事

4月	入園式、お花見
5月	いちご狩り、内科検診、子どもの日のつどい、春の遠足
6月	歯科検診、歯科指導、眼科検診、じゃがいも掘り、交通安全教室、保育参加
7月	七夕のつどい、プラネタリウム、プール開き、宿泊保育、夏祭り
8月	プール遊び、水遊び、お盆保育
9月	敬老の日交流会、交通安全指導、消防署見学
10月	運動会、秋の遠足、さつまいも掘り、内科検診、人形劇観劇
11月	みかん狩り、就学時健康診断、七五三参り
12月	クリスマス会、あそびの集い、もちつき大会
1月	正月遊び、お年寄りとの交流会、郵便ごっこ、マラソン大会、幼稚園と交流会
2月	豆まき、作品展、給食センター見学、体験入学、お別れ遠足、小学校と交流会、サッカー大会
3月	ひなまつり会、お別れ会、卒園式
毎月	避難訓練、身体計測、体育指導、英会話、お話し会、誕生会、ポピー教室、ダンス指導

その他の保育サービス

乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり、子育て支援、休日保育、育児相談、保育体験、放課後児童会



幼保連携型認定こども園

山本こども園

住 所 大阪狭山市山本中353-2

T E L 072-360-7000

F A X 072-360-7001

施 設 経 営 社会福祉法人 光久福祉会

開所年月日 平成25年12月1日

定 員 95名(うち15名は1号認定)

開所時間 午前7時00分～午後7時00分

保育理念

『心を こめよう つなごう つくそう みがこう』

法人名「光久」は、子どもが 久しく光り輝きますようにとの思いです。どの子もかけがえのない大切な子どもです。保護者・地域協力のもとにひとり一人の人権を大切に保育します。

保育目標

心をこめようー	周囲に行き届くやさしい	「愛の心」...幸福...明るく元気な子
つなごうー	自然やすべてと調和する	「和の心」...平和...友だちと仲良く遊べる子
つくそうー	相手を尊敬しすべてに感謝できる	「礼の心」...感謝...自分のことは自分でする子
みがこうー	自らの感性を高める	「美の心」...進歩...よく考える子

保育方針

人とかわかり触れ合うことで得る喜び、怒り、悲しさ、楽しさを経験することが、人間としての共感性を育むことです。

一日の保育の中で、何が出来たかよりも、心が動く(ワクワク、ドキドキ、ハラハラ、ハッとしたり、ホッとしたり)ことを、どのくらいたくさん経験したかを保育の評価としています。子どもたちのそれぞれの思いを受け止めて、認められているという安心感、信頼感をもとに、「自分は、かけがえのない大切な存在なんだ。」という自己肯定感を育てたいと思います。

おもな行事

4月	入園式、花見、イチゴ狩り、交通安全指導
5月	子どもの日のつどい、内科検診、春の遠足、ふれあい運動会
6月	歯科検診、歯科指導、眼科検診、じゃが芋掘り
7月	七夕のつどい、プラネタリウム、プール開き、宿泊保育、味覚狩り、盆踊り
8月	合同保育、水遊び、プール遊び
9月	流しそうめん、敬老の日交流会、消防署見学
10月	運動会、内科検診、だんじり曳き、さつま芋掘り、秋の遠足
11月	みかん狩り、七五三参り、就学前健康診断
12月	作品展・模擬店・バザー、クリスマス会、マラソン大会
1月	正月遊び、凧揚げ、餅つき大会、郵便ごっこ
2月	節分、買い物ごっこ、お別れ遠足、給食センター見学、生活発表会
3月	ひな祭り会、人形劇観劇、お別れ会、卒園式
毎月	クッキング、プール、ダンス、避難訓練、身体計測、体育指導、英会話、こぐまチャイルド、誕生会等

その他の保育サービス

乳児保育・障がい児保育・延長保育・一時預かり・子育て支援事業



幼保連携型認定こども園

池尻ななこども園

住 所 大阪狭山市池尻中1 - 35 - 41

T E L 072 - 290 - 7731

F A X 072 - 290 - 7738

施 設 経 営 社会福祉法人 光久福祉会

開所年月日 平成30年4月1日

定 員 128名(うち15名は1号認定)

開所時間 午前7時00分～午後7時00分

保育理念

『心を こめよう つなごう つくそう みがこう』

法人名「光久」は、子どもが 久しく光り輝きますようにとの思いです。どの子もかけがえのない大切な子どもです。保護者・地域協力のもとにひとり一人の人権を大切に保育します。

保育目標

心をこめようー	周囲に行き届くやさしい	「愛の心」...幸福...明るく元気な子
つなごうー	自然やすべてと調和する	「和の心」...平和...友だちと仲良く遊べる子
つくそうー	相手を尊敬しすべてに感謝できる	「礼の心」...感謝...自分のことは自分でする子
みがこうー	自らの感性を高める	「美の心」...進歩...よく考える子

保育方針

人とかかわり触れ合うことで得る喜び・怒り・悲しさ・楽しさを経験することが、人間としての共感性を育むことです。

一日の保育の中で、何が出来たかよりも、心が動く(ワクワク、ドキドキ、ハラハラ、ハッとしたり、ホッとしたり)ことを、どのくらいたくさん経験したかを保育の評価としています。子どもたちのそれぞれの思いを受け止めて、認められているという安心感、信頼感をもとに、「自分は、かけがえのない大切な存在なんだ。」という自己肯定感を育てたいと思います。

おもな行事

4月	入園式、花見、イチゴ狩り、交通安全指導
5月	子どもの日のつどい、内科検診、春の遠足、保育参観
6月	歯科検診、歯科指導、眼科検診、じゃが芋掘り
7月	夏まつり会、七夕の集い、プラネタリウム、プール開き、宿泊保育、味覚狩り
8月	プール遊び、海遊び
9月	運動会、敬老の日交流会、老人ホーム訪問、消防署見学
10月	内科検診、さつま芋掘り、焼き芋大会、秋の遠足、ハロウィンパーティー
11月	みかん狩り、七五三参り、人形劇観劇、就学前健康診断
12月	生活発表会、クリスマス会、マラソン大会
1月	正月遊び、凧揚げ大会、餅つき、郵便ごっこ
2月	節分、作品展、お別れ遠足、給食センター見学
3月	ひな祭り会、お別れ会、卒園式
毎月	誕生日会、身体計測、清潔検査、避難訓練、英会話、ダンス指導、体育指導、音楽指導、造形指導、ちゃいるどすてっぷ、クッキング、たてわり保育、ポピー教室等

その他の保育サービス

乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり、保育体験



ルンビニ保育園

住 所 大阪狭山市池尻北2-20-23
 T E L 072-365-8808
 F A X 072-366-9378
 施 設 経 営 社会福祉法人 金剛朋友会
 開所年月日 平成18年4月1日
 定 員 90名
 開所時間 午前7時00分～午後7時00分

保育理念

園児の全面発達を目指し、発達段階に応じた保育を保障し自主自立の心を持った子どもの育成に努めます。

保育方針

人間としての人格形成上もっとも重要な時期を過ごす場所である保育園で、子どもたちが集団の仲間の一員として自己発揮できる環境づくりと保護者が安心してあずけられる保育園を目指して家庭や地域社会と連携しつつ健全な心身の発達を図り、人間性豊かな子どもの育成に努めています。

保育目標

丈夫な体	思いやりの心	挑戦する意欲
・なんでもよく食べる ・病気をしない ・遊びに集中できる	・学び合い、教え合い 助け合い ・友達といきいき遊ぶ	・ものごとに集中して 取り組む ・自分で考えて行動できる

保育内容

乳児～2歳児クラス

一人ひとりの欲求に寄り添い、個々の関わりを大切にします。安心して過ごすとともに、人との信頼関係、共感関係を築き基本的な生活習慣を身につけていきます。

3～5歳児クラス

子どもの「遊び」を中心に、室内と戸外、個人と集団のバランスに配慮しつつ、子どもたちが見通しのもてる日課で、安心感をもって生活が出来るよう配慮します。

- ・異年齢保育を行い、少子化・核家族化により失われつつある異年齢間・世代間の交流を促進します。
- ・就学にむけて、保育の中でのアクティブラーニングや小学校との連携、教職員との情報交換を実施しています。



給食・おやつ

食えることは生きること。身体は食べたもので作られます。食への喜びが食育へとつながりますので、自園調理（ルンビニ保育園職員の管理栄養士、調理師）で、可能な限り国産食材を使用、出汁も削り節等を使用し、風味豊かな給食です。人工の添加物を極力使わない給食を提供しています。食物アレルギーのお子さんにも対応いたします。（基本的に除去食です）

おもな行事

- 4月 入園式
- 5月 家庭訪問、健康診断、交通安全指導
- 6月 歯磨き指導、歯科健診
老人施設訪問、懇談会、保幼小交流
- 7月 プール開き、プラネタリウム
七夕祭り



- 8月 地域との交流、お泊り保育
- 9月 運動会
- 10月 秋の遠足、健康診断
- 11月 おいも掘り、世代間交流

- 12月 生活発表会、クリスマス会
- 1月 お正月あそび、お餅つき
- 2月 豆まき、年長児とのお別れ週間
- 3月 ひなまつり、卒園式、年長児お別れ遠足
(金剛登山)



詳細は HP をご確認ください



か りん

花梨つばさ保育園

住 所 大阪狭山市半田 5 - 2 1 5 - 1
 T E L 0 7 2 - 3 6 6 - 0 2 8 3
 F A X 0 7 2 - 3 6 7 - 4 1 5 2
 施 設 経 営 社会福祉法人 博光福祉会
 開所年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日
 定 員 1 2 0 名
 開所時間 午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 7 時 0 0 分

保育理念

児童福祉法・教育基本法及び学校教育法に基づき、子どもの最善の利益を優先すると共に、保護者等と共に健やかな子どもの育成に努めることを基本理念とし、「すべての乳幼児に今の時期だからこそその教育と福祉のあたたかさ」を合言葉に子どもにとって・・・保護者にとって・・・地域にとって・・・「夢のある・笑顔のあふれる、ふれあいのある」そんなことが当たり前の「やさしい家」であること。

基本方針

花梨つばさ保育園では、保育目標を十分に理解し、社会で「生きる力」と「活きる力」を培い、自分で考え最後までやり抜く子どもを育てます。保護者等と共に健やかな子どもの育成に努め、常に児童の最善の幸福を願う中で、保護者からの意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば説明し、子ども達の「よりよい育ち、望ましい未来」のために、努力、研さんすることを保育方針とします。

保育目標

乳幼児にこそ育み、培いたい「あたたかなこころ」「かんがえるあたま」「たくましいからだ」を大切にします。

「あたたかなこころ」・・・様々な人（物）と関係性を持ち、触れ合う中で実体験（あたたかさ）から生命を尊重する心。他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心を育みます。

「かんがえるあたま」・・・状況を分析し自身で考え、時には友だちと協力し、物事をやり遂げるなど「成功体験」「感動体験」を味わうことで考える力を育みます。

「たくましいからだ」・・・十分に体を動かし、体を動かすことの心地よさを味わうことはもちろん、毎日の生活習慣やしつけ、「食育」を大切にしたいあたたかい食事など様々な「基本」を大切にすることからたくましい体を育みます。

保育サービス

乳児保育、延長保育、障がい児保育

その他の保育サービス

一時預かり保育

給食・おやつは自園で調理したものを提供します。食物アレルギーをお持ちのお子様にも対応します。（基本的には除去食での提供となります。）

子育て支援

交流事業 ("子育てカフェ")

お子様を保育園でお預かりして、保護者の方に園内の一室でリフレッシュして頂いたり
保護者の方同士の交流を持って頂きます。

園庭開放 ("園であそぼう")

地域のお子様に園庭等を開放し、遊具などでたくさん遊んで頂きます。

おもな行事

4月	入園式
5月	遠足 交通安全指導
6月	歯科健診 内科健診 服育指導 歯科訪問指導 (5歳児)
7月	プール遊び 七夕会 お泊り保育 (5歳児) 個人懇談
8月	プール遊び 花梨まつり
9月	お月見会 敬老訪問 (敬老の集い) 0・1歳児ミニ運動会
10月	運動会 服育指導 芋ほり 歯科訪問指導 (5歳児) ハロウィンパーティー
11月	七五三詣り 歯科健診 参観 内科健診 焼き芋パーティー 人形劇鑑賞 消防安全指導
12月	もちつき会 クリスマス会
1月	0・1歳児ミニ発表会
2月	豆まき会 生活発表会
3月	ひなまつり会 お別れ遠足 (5歳児) お別れ会 卒園式
毎月	身体測定 誕生会 食育指導 英語指導 体育指導 (週1回) 避難訓練



幼保連携型認定こども園

大谷さやまこども園

住 所 大阪狭山市今熊 1—5 0

T E L 0 7 2 - 3 4 9 - 6 0 8 4

F A X 0 7 2 - 3 4 9 - 6 0 8 5

施 設 経 営 学校法人 大谷学園

開園年月日 平成 3 1 年 4 月 1 日

定 員 2 0 1 名(うち 7 5 名は 1 号認定)

開園時間 午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 7 時 0 0 分

(土曜日は午後 6 時 0 0 分まで)

理念

大谷学園の建学の精神は「報恩感謝」です。一人ひとりは無数の「いのち」に支えられていることを自覚し、人を思いやる気持ちを育てることが学園の教育理念でもあります。本園はこの報恩感謝の教を「ありがたい心が育つ幼児教育」と願いを込めて 5 0 年の幼稚園の実績の上にこども園を開設しました。子どもの個性を尊重し、いのちの平等思想を基に、0 歳児から 5 歳児までの乳幼児期の子どもの発達段階をとらえて心身の健康な発育を促す教育・保育環境を大切にしています。子ども、保護者、保育者、地域の人々がともに育ちあう保育を目指します。

教育・保育方針

真宗保育の教を大切に子どもの成長と向き合う教育・保育を実践する。「自然の恵みいっぱい・人とのふれあいいっぱい」の中で、遊びを通して「思いやり」「学ぶちから」「健やかなからだ」を育む。

教育・保育目標

創造の芽を伸ばす

自然と触れ合う環境のなかで好奇心や探求心をもち創造力を伸ばす。

社会性を養う

心身ともに健康で、基本的生活習慣を養い、お互いの関係性の中でともに育ちあう。

宗教的情操を養う

命を大切にし、思いやりのある優しい子に育てる。

その他の保育サービス・子育て支援

延長保育 一時預かり保育 子育て・教育相談 0 歳児親子教室

未就園児親子教室 園庭開放 放課後児童クラブ など

給食・おやつ

自園で調理したものを子どもたちに提供しています。食物アレルギーをお持ちのお子さまで、アレルギー食(代替食、除去食)が必要な方はご相談させていただきます。

おもな行事

春

入園式 懇談会
 園外保育 花まつり
 交通安全指導
 歯の衛生指導



夏

運動会
 なつまつり
 5歳児デイキャンプ
 （園外夏期保育）



秋

作品展 芋ほり
 園外保育 人形劇
 報恩講・追弔会



冬

おもちつき
 生活発表会
 保育参観 お別れ会
 お別れ遠足 卒園式



その他（通年）

全体礼拝 誕生会 避難訓練（火災・地震・防犯）
 英語あそび スイミング
 身体計測 健康診断（内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科）



大谷さやまこども園ホームページ
<http://www.ohtani-kinder.ed.jp/>



西山台くじら小規模保育園

住 所 大阪狭山市西山台 1 丁目 2 5 - 1 4

T E L 0 7 2 - 2 4 7 - 4 8 1 0

F A X 0 7 2 - 2 4 7 - 4 8 5 0

施 設 経 営 社会福祉法人 くじら

開所年月日 令和 4 年 4 月 1 日

定 員 1 9 名

(内訳) 0 歳児[2 か月以上] : 3 名

1 歳児 : 8 名

2 歳児 : 8 名

開所時間 午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 7 時 0 0 分

保育理念

西山台くじら小規模保育園はこどもの心も体も夢も「くじら」のように大きくなるような保育を行います

- ・こどもたちが安心して健やかに保育園生活が送れるよう、家庭との連携を大切に、日々の保育をすすめていきます。
- ・子育ての楽しさを社会や地域と共有し、共に成長していく姿勢で日々の保育にとりくみます。
- ・職員一人ひとりがこどもたちと心をつなぎ、保護者の皆様と共に成長を温かく見守っていきます。

保育方針

保育園で過ごす時間はとても長いものです。そのため、安心した環境の中で子どもたちが沢山の愛情を受けながら、身も心も「くじら」のように大きく成長していけるよう、一人ひとりに寄り添った保育を大切にしています。また、異年齢児保育の時間もあります。遊びを通して興味や関心に繋がっていくことや、協調性や相手を思いやる気持ちを育むことができるようにあたたかい園を職員みんなで作っています。

- ・子どもにとって遊びは、生活の基盤になり、成長に必要な「生きる力」を育てます。興味や関心にじっくりと向き合い、遊び込む経験を積み重ねることで、創造性豊かに、主体的に行動できると考えています。
- ・天気の良い日には、毎日散歩に出て元気に活動しています！散歩や公園で遊ぶことは、四季折々の自然や生き物に触れ、五感を刺激し、園内だけでは味わえない経験をする貴重な機会です。子どもたちの発見が学びに繋がっていきます。

保育目標（目指すこども像）

- ・自分を信じる

今日より明日、明日より未来を楽しみに思い、どんな自分とも握手できるように。

- ・夢に向かって遊ぶ

いろいろな遊びや活動を通してやってみたい、やってみよう、できた！楽しい！そんな気持ちを大切に、子どもたちの主体性を育てます。

- ・地域を愛する

地域の人との関わりを大事にします。また、「ありがとう」の心を育てる保育をおこないます。

法人理念

- ・私たちの理念は、『おもしろいことなんでもくじら級』です。

こどもの心も体も夢も「くじら」のように大きくなるような保育を行います。

おもな行事（予定）

4月	入園式・進級式
5月	子どもの日の集い
6月	内科健診、歯科検診
7月	七夕、水遊び
8月	夏祭り
9月	お月見会
10月	ハロウィンパーティー
11月	内科検診、園外保育
12月	クリスマス会
1月	お正月あそび
2月	節分、参観
3月	ひなまつり、卒園式、入園説明会 お別れ遠足
毎月	誕生日会・身体測定・避難訓練

給食・おやつを提供方法

くじらの食卓はあたたかく季節感あふれるメニューです。給食・食育活動を通して『食を営む力の基礎』を培い、『食べ物の命への感謝の気持ち』を育てていきます。

- ・スペシャルメニュー

誕生会の日や、七夕、ひなまつりなど年中行事、イベントを彩る楽しいメニューも提供されます。

- ・食物アレルギーやその他の事情により給食に配慮が必要な場合は、お子さんに合わせていきますのでご相談ください。除去食もしくは代替食で対応いたします。

大阪狭山市の保育所等位置図

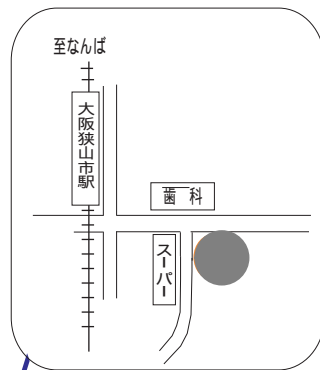
池尻ななこども園



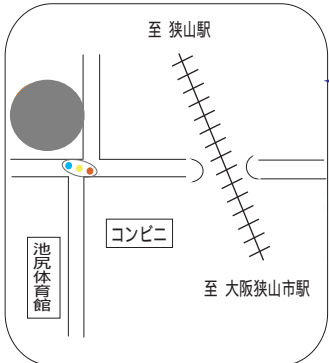
ルンビニ保育園



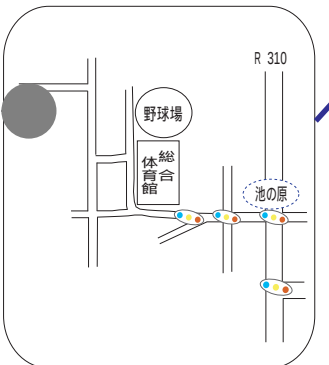
きらりこども園



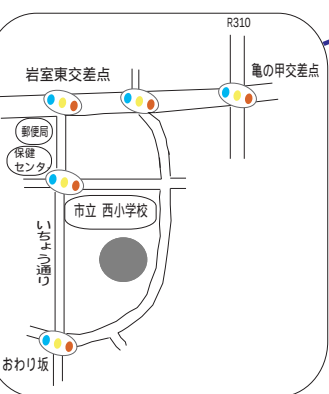
池尻保育園



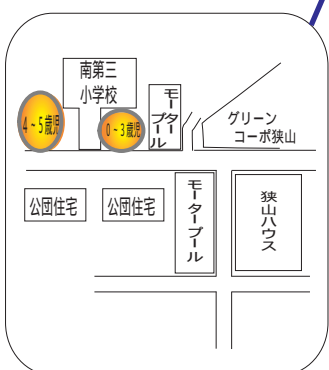
山本こども園



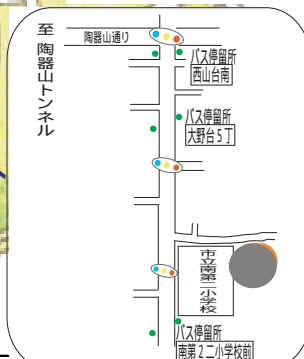
大谷さやまこども園



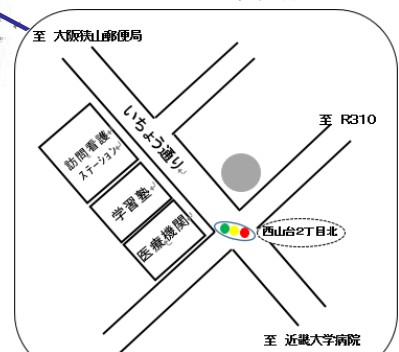
大阪狭山市立こども園



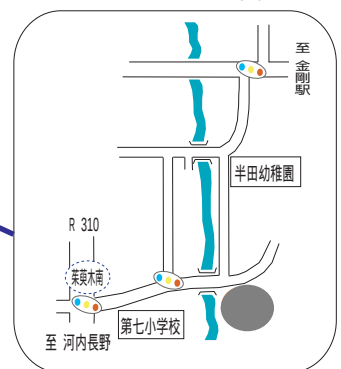
大野台こども園



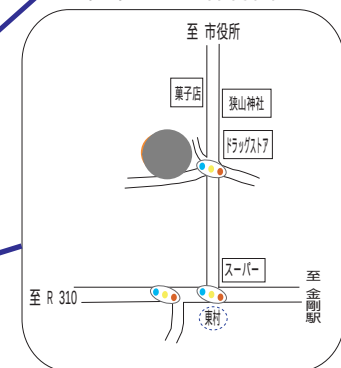
西山台くじら小規模保育園



つばみこども園



花梨つばさ保育園



夢の実保育園

